

公的統計の整備に関する基本的な計画（抄）

平成 21 年 3 月 13 日閣議決定

第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項

(1) サービス活動に係る統計の整備

ア 現状・課題等

経済のサービス化の進展は、この60年間の最も大きな変化の一つであるが、今やGDPの7割を占めるに至ったサービス産業については、その活動を明らかにし、質と量の両面を適切に把握するための統計の整備状況が極めて不十分であると指摘されている。複数府省の所管にまたがるサービス活動に係る統計は、分散型統計機構の下で、個々の業種ごとにいわばモザイク状に整備されているとの問題点が指摘されて久しい。このような問題意識の下、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）など、累次の閣議決定等でサービス活動に係る統計の整備が繰り返し明記されてきた。

こうした中、総務省は四半期別GDP速報を始めとする各種経済統計の精度向上等に資することを目的として、平成20年7月から、サービス産業の売上高等を幅広く月次で調査するサービス産業動向調査を開始した。また、平成20年に新たに創設された経済構造統計も、サービス産業全体の状況を把握することに大きく寄与することが期待されている。

イ 取組の方向性

このようにサービス活動に係る統計の整備は着実に進展してはいるものの、今後とも一層の推進が必要である。このため、本計画においては、数多くあるサービス活動に係る統計に関する課題の中から、以下の四点を中心とした取組を行う。

(中略)

第三に、生産量と価格の測定が困難なサービス活動について、将来の望ましい統計作成に向けた研究が必要であることから、サービス活動を適切にとらえるための検討を行う。

(中略)

今後、これらの諸課題について着実に対応するとともに、その他のサービス活動に係る統計の整備に向けての課題についても、長期的な取組を行う。

別表 今後5年間に講ずべき具体的施策

「第2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成21年度から実施する。